



Bureau Veritas Japan Co., Ltd.



Document Title: 適合証明業務手数料規程(CTC - JP - TKG - PR01)

Rev. 3.0

Issue Date: 1 April, 2007

Revised Date: 1 April, 2024

適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条

この適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）と締結した「適合証明業務に関する協定書」及び別に定めた適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、適合証明業務の引受手数料（以下「申請手数料」という。）について必要な事項を定める。

(新築住宅に係る申請手数料)

第2条

業務規程第21条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請一件につき、別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

(既存住宅に係る申請手数料)

第3条

業務規程第21条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請一件につき、別表第3に掲げる額とする。

(賃貸住宅等に係る申請手数料)

第4条

業務規程第21条に定める建築物に関する適合証明業務申請手数料は、申請一件につき、別表第4に掲げる額とする。

(申請手数料の減額)

第5条

BVJが適合証明業務を効率的に実施できると認める場合又は申請手数料の額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料を減額することができる。

以上

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

改訂履歴

改訂版 Rev. 3.0	令和 6 年 4 月 1 日改訂
変更概要	【フラット35】S(ZEH)等における BELS 評価書の取扱いの変更 別表第 1、別表第 2、別表第 4 1) 加算手数料のうち、「ZEH Oriented」を「ZEH」に改正 2) 第6条削除 3) 別表第5削除
改訂版 Rev. 2.9	令和 5 年 10 月 1 日改訂
変更概要	省エネ基準変更に伴う改訂 第4条・別表4 1) 省エネ基準変更に伴う欄外 注 1 部分改訂
改訂版 Rev. 2.8	令和 5 年 4 月 1 日改訂
変更概要	第2条・別表第 1、2 1) 手数料の見直し 2) 省エネ基準評価方法加算追加欄外注部分改訂 3) フラット 35S(優良な住宅基準・特に優良な住宅基準)加算手数料追加欄外注部分改訂 4) ZEH 欄外注部分改訂 第3条・別表第3 1) 手数料の見直し 2) ZEH 欄外注部分改訂 第4条・別表4 1) 手数料の住戸数見直し 2) 省エネ住宅、サービス付き高齢者向け住宅欄外注部分改訂 3) ZEH 欄外注部分改訂 第6条・別表5 1) 手数料の表文言修正 2) 省エネ基準評価方法加算追加欄外注部分改訂 3) フラット 35S(優良な住宅基準・特に優良な住宅基準)加算手数料追加欄外注部分改訂 4) ZEH 欄外注部分改訂
改訂版 Rev. 2.7	令和 4 年 10 月 1 日改訂
変更概要	新基準(ZEH 等)について追記、省エネ基準変更に伴う改訂 1) フラット 35S(優良な住宅基準・特に優良な住宅基準・ZEH

	等)ZEH 等基準追記 2) ZEH 等基準追加、省エネ基準変更に伴う欄外注部分改訂
改訂版 Rev. 2.6	令和 4 年 4 月 1 日改訂
変更概要	新基準(フラット 35 維持保全型)について追記
改訂版 Rev. 2.5	令和 3 年 4 月 1 日改訂
変更概要	1) 第 2 条、第 3 条および第 4 条:業務規程の条ずれによる変更 2) 金額表記を税込に変更 3) 誤記訂正 4) 金額改訂
改訂版 Rev. 2.4	令和元年 6 月 24 日改訂
改訂版 Rev. 2.3	平成 27 年 6 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.2	平成 26 年 4 月 10 日改訂
改訂版 Rev. 2.1	平成 26 年 4 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.0	平成 26 年 1 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.5	平成 25 年 10 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.4	平成 24 年 6 月 25 日改訂
改訂版 Rev. 1.3	平成 23 年 2 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 21 年 10 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 20 年 4 月 1 日改訂
初版 Rev. 1.0	平成 19 年 4 月 1 日制定

【別表第1】 新築住宅(一戸建て等)に係る適合証明業務申請手数料

(税込 単位:円)

1. フラット35			
フラット35・財形住宅融資・積立者向け融資(一戸建て)	BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計・中間・竣工をBVJに申請する場合(各申請を省略する場合も含む)			
設計検査手数料※注1	15,400	18,700	26,400
中間現場検査手数料	17,600	24,200	39,600
竣工現場検査手数料	17,600	24,200	39,600
設計・中間・竣工いずれかをBVJ以外に申請する場合			
設計検査のみをBVJに申請する場合の手数料	17,600	24,200	39,600
中間現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	22,000	35,200	66,000
竣工現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	22,000	35,200	66,000

2. フラット35S(優良住宅取得支援制度)			
フラット35S (優良な住宅基準・特に優良な住宅基準・ZEH等)	BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計・中間・竣工をBVJに申請する場合(各申請を省略する場合も含む)			
設計検査手数料※注1,2,3	15,400	29,700	59,400
中間現場検査手数料	17,600	24,200	39,600
竣工現場検査手数料	17,600	24,200	39,600
設計・中間・竣工いずれかをBVJ以外に申請する場合			
設計検査のみをBVJに申請する場合の手数料	17,600	44,000	68,200
中間現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	22,000	75,900	123,200
竣工現場検査のみをBVJに申請する場合の手数料	22,000	75,900	123,200

3. 竣工済特例の場合		中間現場検査を行うことが可能な時期を過ぎてしまった、または、竣工してしまった新築住宅 (一戸建て等)の特例措置の料金	
フラット35及びフラット35S (優良な住宅基準・特に優良な住宅基準・ZEH等)	BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
一括申請かつ 一括支払いとする	設計検査手数料※注1,2,3	17,600	24,200
	竣工現場検査手数料	22,000	35,200
			66,000

注1:省エネ基準評価方法に応じて以下の手数料を加算する。ただし、証明書等により省エネ基準を確認出来る場合を除く。

種別	手数料(税込)
標準計算ルート	一戸建ての住宅49,500、長屋49,500+5,500×戸数
簡易計算ルート、モデル住宅法	一戸建ての住宅39,600、長屋39,600+4,400×戸数
仕様基準	一戸建ての住宅24,200、長屋24,200+2,200×戸数

注2:フラット35S【優良な住宅基準、特に優良な住宅基準】は以下の手数料を加算する。

ただし、設計住宅性能評価書取得し基準を満たしているものを除く。耐震性は、BVJで確認申請を申請し構造審査を実施した場合を除く。

種別	手数料(税込)
バリアフリー性	一戸建ての住宅22,000、長屋22,000+2,200×戸数
耐久性・可変性(優良な住宅基準)	一戸建ての住宅22,000、長屋22,000+2,200×戸数
耐震性	22,000

注3:ZEHを選択しBELS評価書を利用されない場合は以下の手数料を加算する。

種別	手数料(税込)
ZEH	一戸建ての住宅49,500、長屋49,500+2,200×戸数

注4:中間現場検査および竣工現場検査の申請において、申請者に帰すべき事由により、現場検査を実施する回数が複数回となった場合、

当該手数料に加算して、当該手数料の半額および別に定める出張費をその回数に応じて支払うものとする。

注5:一戸建て等で、建設住宅性能評価活用により竣工現場検査が省略でき、書類検査のみの場合は竣工現場検査手数料を半額とする。

注6:申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は5,500円(税込)とする。

注7:維持保全型についてはフラット35Sの料金表を適用する。

【別表第2】 新築住宅(共同住宅)に係る適合証明業務申請手数料

(税込 単位:円)

1. フラット35				
マンション全体で申請する場合(「フラット35登録マンション」とする場合)				
フラット35		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料 ※注1	1～50戸	66,000	110,000	176,000
	51～100戸	88,000	132,000	209,000
	101～200戸	110,000	154,000	242,000
	200戸以上	132,000	176,000	242,000
竣工検査手数料	1～50戸	66,000	132,000	154,000
	51～100戸	88,000	154,000	176,000
	101～200戸	110,000	176,000	198,000
	200戸以上	132,000	198,000	220,000
住戸単位で申請する場合(「フラット35登録マンション」としない)				
フラット35・財形住宅融資・積立者向け融資(共同建て)		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料(1棟あたり)※注1		55,000+3,300× 戸数	55,000+3,300× 戸数	55,000+5,500× 戸数
竣工現場検査手数料(対象住戸1戸あたり)		16,500+3,300× 戸数	22,000+5,500× 戸数	39,600+5,500× 戸数

2. フラット35S(優良住宅取得支援制度)				
マンション全体で申請する場合(「フラット35登録マンション」とする場合)				
フラット35S (優良な住宅基準・特に優良な住宅基準・ZEH等)		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料 ※注1,2,3	1～50戸	66,000	110,000	176,000
	51～100戸	88,000	132,000	209,000
	101～200戸	110,000	154,000	242,000
	200戸以上	132,000	176,000	242,000
竣工検査手数料	1～50戸	66,000	132,000	154,000
	51～100戸	88,000	154,000	176,000
	101～200戸	110,000	176,000	198,000
	200戸以上	132,000	198,000	220,000
住戸単位で申請する場合(「フラット35登録マンション」としない)				
フラット35S (優良な住宅基準・特に優良な住宅基準・ZEH等)		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料(1棟あたり)※注1,2,3		55,000+3,300× 戸数	55,000+5,500× 戸数	55,000+5,500× 戸数
竣工現場検査手数料(対象住戸1戸あたり)		16,500+3,300× 戸数	39,600+5,500× 戸数	44,000+5,500× 戸数

注1:省エネ基準評価方法に応じて以下の手数料を加算する。ただし、証明書等により省エネ基準を確認出来る場合を除く。

種別	手数料(税込)
標準計算ルート	5,500×戸数
簡易計算ルート(フロア入力法)、仕様基準	4,400×戸数

注2:フラット35S【優良な住宅基準・特に優良な住宅基準】は以下の手数料を加算する。

ただし、設計住宅性能評価書取得し基準を満たしているものを除く。耐震性は、BVJで確認申請を申請し構造審査を実施した場合を除く。

種別	手数料(税込)
バリアフリー性	2,200×戸数
耐久性・可変性(優良な住宅基準)	2,200×戸数
耐震性	55,000

注3:ZEHを選択しBELS評価書を利用されない場合は以下の手数料を加算する。

種別	手数料(税込)
ZEH	55,000+5,500×戸数

注4:申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は5,500円(税込)とする。

注5:維持保全型についてはフラット35Sの料金表を適用する。

【別表第3】 中古住宅に係る適合証明業務申請手数料

フラット35・財形住宅融資

(税込 単位:円)

1. 一戸建ての住宅等	BVJで住宅性能評価を申請した場合	左記以外
フラット35 ^{*1 *2 *3} 財形住宅融資(中古住宅)	44,000	77,000
財形住宅融資(リ・ユース住宅)	44,000	99,000
財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅)	99,000	121,000
2. マンション	BVJで住宅性能評価を申請した場合	左記以外
フラット35 ^{*1 *2 *3} 財形住宅融資(中古住宅)	55,000 ^{*4}	88,000
財形住宅融資(リ・ユースマンション)	55,000	121,000
財形住宅融資(リ・ユースプラスマンション)	88,000	143,000

*1:フラット35S-中古タイプを含む(マンションで住棟単位で申請する場合も含む)

*2:フラット35Sを含む(マンションで住棟単位で申請する場合も含む)

*3:フラット35維持保全型を含む(マンションで住棟単位で申請する場合も含む)

*4:現場検査が省略でき、書類検査のみについては、この料金を適用する

注1: 物件調査において、申請者に帰すべき事由により、物件調査を実施する回数が複数回となった場合、当該手数料に加算して、当該手数料の半額および別に定める出張費をその回数に応じて支払うものとする。

注2: 耐震評価が必要な建築物(※)は、上表金額に 22,000円(税込)を加えた金額とする。

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登録の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物

注3: 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は 5,500円(税込)とする。

注4: ZEHを選択し、証明書等により省エネ基準を確認出来る場合を除く。

種別	手数料(税込)
ZEH	49,500×戸数

【別表第4】 賃貸住宅融資に係る適合証明業務申請手数料

(税込 単位:円)

1. 賃貸住宅				
賃貸住宅融資		BVJで住宅性能評価を申請した場合	BVJで確認申請を申請した場合	左記以外 (BVJで申請がない場合)
設計検査手数料 ※注1,2	1～20戸	33,000	64,900	64,900
	21～50戸	37,400	69,300	69,300
	51戸以上	46,200	78,100	78,100
竣工検査手数料	1～20戸	44,000	91,300	91,300
	21～50戸	50,600	97,900	97,900
	51戸以上	63,800	111,100	111,100

注1: 断熱構造の審査において証明書等利用されない場合は以下の手数料を加算する。

手数料(税込) / $5,500 \times \text{戸数}$

注2: ZEHを選択しBELS評価書を利用されない場合は以下の手数料を加算する。

種別	手数料(税込)
ZEH	$5,500 \times \text{戸数}$

注3: 竣工現場検査の申請において、申請者に帰すべき事由により、現場検査を実施する回数が増え複数回となった場合、当該手数料に加算して、当該手数料の半額および別に定める出張費をその回数に応じて支払うものとする。

注4: 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付手数料は 5,500 円(税込)とする。